特集 カンボジア国家建設の20年

投資環境整備

道法 清隆

カンボジアは、一九九三年の第一回総選挙を経て、一九九〇年代前半に市場経済体制への転換、その後はその基盤整備につとめ、各種法制度を整え、積極的に外資を誘致することで経済開発を推進してきた。本稿では、一九九〇年代以来進めてきた投資環境の整備の進捗と二〇一〇年に本格化した日本企業の進出を振り返ったうえで、今後の投資環境の行方を左右する動向として、総選挙後の最低賃金情勢および投資法改正・経済特別区法制定に向けた動きを紹介する。

●整備がすすむ投資環境

カンボジア政府は一九九四年八月に「カンボジア王国投資法」を制定し、カンボジア投資に関する規則や優遇措置等を定めた。一九九五年にはカンボジア開発評議会（CDC）を設立、そのなかにカンボジア投資委員会（CIB）を作り、具体的な投資申請の窓口となった。二〇〇三年三月にはこの投資法を改正し、現在適用されている「カンボジア王国改正投資法」が制定された。このなかで現在適用されている投資優遇措置である適格投資案件（QIP）等を規定した。二〇〇五年二月には投資額が二〇〇万米ドル未満の投資に対するライセンス制度を規定する「州・特別市投資小委員会の設立に関する政令」や二〇〇五年九月にはQIPの規定や執行等の細則、QIP認定基準となるネガティブリスト方式等を定めた「改正投資法施行に関する政令No.一一一」を制定し、現在に至っている。

過去のポル・ポト時代や内戦等の影響により、国内の保護すべき産業・企業がほとんどなかったことから、不動産の取得制限を除き、外国人・外国企業に限り制限されている分野はない、というオープンな外資政策を政府は掲げている。通常、他国では外資規制対象となっている業種、例えば小売、流通、運輸サービス、銀行・証券等の金融などでも外資系企業一〇〇％出資の現地法人の設立が可能である。また、投資の優遇措置となる適格投資案件は製造業や大規模農業や植林、近代的なマーケット建設等の投資の業種と総投資額の基準を満たせば、法人税の一定期間の免税、部材・建設資材・工場内機械の輸入関税の免税等の恩恵を享受することができる。これは改正投資法が制定された二〇〇三年から変わらない投資恩典である。

さらに、二〇〇五年一二月二九日付で「CDCの組織と機能に関する政令No.一四七」を制定し、国内の経済開発のための経済特別区制度を導入し、CDC内に新たにカンボジア経済特別区委員会（CSEZB）という組織を立ち上げた。また同じく経済特別区の概要を定めた「経済特別区の設置と運営に関する政令No.一四八」を制定した。以後、民間開発会社による経済特別区開発への申請が相次ぐこととなり、土地収用、造成、開発が推進されていった。

●二〇一〇年より日本企業による投資が増加

経済特別区内では九九年間（当時）の土地使用権の購入ができることから、土地の所有を制限されている外資企業の進出先として注目されることとなった。二〇〇八年にプノンペン経済特別区において、初めて日本の製靴企業が認可を受け、進出第一号となっている。その後リーマンショックによる世界的な経済不況の影響を受け、日系企業の進出は順調には進まなかったが、二〇一〇年ごろから日本製造業の投資が本格化する。

二〇一〇年には適格投資案件（QIP）として約三〇〇〇万ドル、二〇一一年には約七五二〇万

ドル、二〇一二年には約三億ドルと順調に日本企業、特に製造業の投資が進んできた。業種に関しては、従来の縫製・製靴業だけではなく、新規産業ともいえる電子部品、自動車部品等の製造業も日本企業が先陣を切る形で進出している。日本企業のこの動きは、中国や先進ASEAN諸国での人件費上昇やワーカーの確保が困難になっていること等周辺諸国の外部環境の変化によるものであるが、貿易（縫製品のアメリカ向け輸出）、投資（海外からの不動産投資、製造業は縫製・製靴産業への投資）、観光（外国人観光客）という外需依存となっているカンボジア経済にとれば、輸出品目の多様化、輸出国の多角化、産業の多様化・高度化につながる日本企業の投資はまさに時宜を得たものであったといえよう。

●選挙と最低賃金情勢

第五回国民議会選挙では、野党・救国党は、縫製・製靴工場労働者の最低賃金を月額一五〇米ドルに、公務員の給与を月額二五〇米ドルに引き上げるということを謳った。このような目にみえる賃金の引き上げを公約としたことは、野党躍進を支えた理由のひとつであろう。

カンボジアの最低賃金は、縫製・製靴労働者のみを対象として、労働・職業訓練省、カンボジア縫製業協会、労働組合で構成される労働諮問委員会での話し合いにもとづいて決定されている。最低賃金は、二〇一〇年に月額六一ドルに引き上げられ、そのときに二〇一四年まで据え置くことが合意されていた。しかし、二〇一三年二月にベトナム・カンボジア国境沿いのバベット地区で起きた大規模な違法ストライキの影響や、与党の人民党が国民議会選挙前の選挙対策の一環として、この合意を見直すこととなり、二〇一三年五月に月額八〇ドルへと引き上げられた。この引き上げ決定の際に、外部労働組合は月額一五〇米ドルへの引き上げを強硬に主張した。今回の救国党の公約は、この外部労働組合のものと一致していることから、縫製・製靴工場のワーカー（約五〇万人）の支持を集めたといえる。

選挙後、早々に三者間で、さらなる最低賃金の引き上げに関する協議が開始されている。前回の最低賃金の引き上げの際には、外部労働組合と縫製業協会の最低賃金の具体的な引き上げ額の協議内で、いわば政府が仲介する形で決定がなされたが、関係者によれば、今回の選挙結果を受けて、今回は政府自体が、縫製業協会に対して最低賃金の引き上げを求めている状況になっているという。公務員給与の引き上げについては、財源の確保が必要となるため、その可能性は低くならざるを得ないが、民間企業の最低賃金引き上げについては、国家財源とは異なるため、今後の与党の政策はより民間企業への負担という形でしわ寄せがいくことになると思われる。

●投資法の改正、そして経済特別区法の制定へ

改正投資法が制定されて一〇年を経ており、日本企業を中心に縫製・製靴産業以外の新しい業種の進出も始まっていることから、昨今では改正投資法の改正と政令のみであった経済特別区に関して法律化する動きがでてきている。カンボジアでの産業政策の議論も踏まえながら、今後具体的な改正提案がでてくるであろう。

現行法と現在の日本企業の投資実態にあっていない例として、例えば、現行法の投資法では製造業は軽工業と重工業の二つのカテゴリーしか存在しないため、電子部品や自動車部品でも軽工業にカテゴリーされてしまっている。他にも追加投資に際して新たな法人税免税期間の付与もないため、企業が追加投資する場合、別会社を設立しなければならない例もでている。また新規産業として進出する場合にはパイオニアステータスとしてより厚い投資優遇措置を受けることができるなど、産業の多角化、高度化も踏まえた投資優遇措置も検討していく必要があるであろう。

●よりよい投資環境にむけて

カンボジアの投資環境は、積極的に外資を誘致すべく環境整備を進めてきた。二〇年を経て、今日、産業の多角化・高度化などを視野に入れつつ、より戦略的に投資を呼び込もうという段階にまでいたった。一方、国内の賃金引上げを求める動きは、投資環境を左右しかねない要素であるため、今後の動向が注視される。

（どうほう　きよたか／ジェトロ・プノンペン事務所長）